

江東区第8期介護保険事業計画における「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取り組みと目標」の自己評価結果について（令和５年度）

介護保険課庶務係作成

第 8 期介護保険事業計画に記載の内容								令和3年度（年度末実績）			
区市町村名	区分	テーマ（キーワード）	テーマ（その他詳細） ※ 左項目が「その他」の場合詳細をご記載ください	現状と課題	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策
江東区	自立支援・介護予防・重度化防止	その他	地域介護予防活動支援事業	【現状】 江東区オリジナル介護予防体操を活用し、自主的に体操などを行うグループを地域に作り、社会参加や体力づくりができる場所を創設するため、住民主体で介護予防に取り組むグループに講師を派遣しグループ立ち上げ支援を行っている。また、介護予防グループの立ち上げや地域で活躍する担い手を養成する「介護予防リーダー養成講座」を実施している。 【課題】 立ち上げ支援終了後、複数のグループから継続に関する相談が多数寄せられている。介護予防リーダー養成講座においては、想定する対象者の人材の掘り起こしができておらず、地域での介護予防グループの立ち上げができるリーダーの養成ができていない。	①住民主体で週1回以上KOTO活き粋体操の運動を行うグループに対し、2年間に限り運動指導員や理学療法士による運動支援等を行い、立ち上げ支援を実施。 ②介護予防リーダーの積極的な活用をサポートし、地域のグループの担い手としての活動場所の創設を支援した。	新規登録団体数：10団体 講師派遣回数：60回 （とことんお元気サークル） 介護予防リーダー養成講座：2回	・住民主体で介護予防に取り組むグループの新規登録団体数。 ・地域で介護予防グループを立ち上げる介護予防リーダーの養成者数。 ・住民主体で介護予防に取り組むグループへの参加者数。	・新規登録団体数（R5）：11団体（継続団体：16団体、登録団体数：27団体） ・介護予防リーダー養成講座：2回 ・介護予防リーダー養成講座修了者数：30人 ・住民主体で介護予防に取り組むグループへの参加者数：673人	○	①活動を自粛していた団体が活動を再開。他事業（一般介護予防教室事業）から4団体が自主グループ化し、介護予防に取り組むグループへの参加者が増加した。 ②介護予防リーダーの活用については、区で開催する事業のサポートや、総合事業サービスBでの江東区オリジナル介護予防体操の指導等を行った。	①区オリジナル体操（KOTO活き粋体操）の認知度は向上している。今後も声掛けや事業の周知を行い団体数の増加を目指す。 ②地域での通いの場の立ち上げができる介護予防リーダーを養成するため、カリキュラム内容等の修正を検討していく。
江東区	自立支援・介護予防・重度化防止	その他	地域リハビリテーション活動支援事業	【現状】 ・住民主体の通いの場の派遣においては、体力測定会で身体機能の確認を行い「KOTO活き粋体操」の身体機能改善の効果等を説明し運動継続の意欲を高める。 ・地域ケア会議においては、対象者の身体機能の評価だけでなく、身体機能を向上させるための介助方法や、介護者の負担軽減につながる助言を行い、介護予防ケアマネジメント力の向上につなげる。 【課題】 地域全体における地域の実情にあわせた介護予防活動等の促進が停滞している。	○通いの場への派遣 ○地域ケア会議での評価・助言	①通いの場派遣：20回 （とことんお元気サークル） ②介護予防活動等派遣：42回 ③地域ケア会議派遣：10回	①通いの場派遣回数 ②介護予防活動等派遣回数 ③地域ケア会議派遣回数	①通いの場派遣：30回 ②介護予防活動等派遣：21回 ③地域ケア会議：6回	○	予防把握事業における体力測定会へのPT派遣に関して、参加時に介護予防の取り組みが無く体力測定の結果フレイル気味であった参加者に、その後の様子について確認を行った。回答結果は新たに活動を始めた、社会参加等意識しているとの回答が8割を越え、効果はあったと考察した。	①通いの場（とことんお元気サークル）以外の活動派遣が伸び悩んでいる。②介護予防活動等派遣に関して、地域の実情に合わせた介護予防活動の促進のため、長寿サポートセンターと専門職との情報共有の場を設ける等検討していく。
江東区	給付適正化	介護給付費通知		高齢者人口の増加に伴い介護給付費も増大する中、利用者に対して、実際に事業者を支払われている金額の確認、請求誤りや不正請求等を自ら発見し、適正なサービス利用を促すため、サービス内容・保険給付額・利用者負担額等、介護給付費に関する情報について利用者あてに通知している。	給付適正化の一環で、介護給付費通知書の発送を行う。	介護給付費通知書発送：年2回	通知書の発送予定に合わせて評価を行う。 ＜評価時期＞ ・中間評価（9月） ・年度末（3月）	介護給付費通知書発送 年1回 17,749件 （令和5年9月：1月～6月給付分）	○	実施方法を工夫することにより目標を達成し、一定の効果を発揮していたものの、本来の趣旨とはかけ離れた問い合わせが多く、課題があった。そのため、国の動向や事業者からのご意見、受給者からの反応、他区の状況を踏まえ、実施方法を見直し、通知回数を年1回とした。 ＜課題＞ 受給者に給付費適正化の趣旨が伝わるよう、通知書の見方を説明するご案内の同封や色紙の使用等の工夫をしたが、その効果に課題がある。 ＜対応策＞ 本事業は実施効果や事務負担の観点から賛否両論の意見が多く、国においても事業継続について各自治体の判断に委ねられることとなった。これを踏まえ、今後の方向性について検討していく。	